○○自治会（町内会）規約

　　第１章　総則

（名称及び事務所）

第１条　本会は、○○○と称し、事務所を○○○（福岡市○○区△△町×番□号）に置く。

（目的）

第２条　本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）会員相互の連絡に関すること

（２）関係機関及び各種団体との連携協力に関すること

（３）集会施設その他の資産の維持管理及び運営に関すること

（４）清掃等地域美化に関すること

（５）ごみ減量、リサイクル等環境保全に関すること

（６）防災、防犯及び交通安全に関すること

（７）青少年の健全育成に関すること

（８）福祉及び健康に関すること

（９）人権啓発に関すること

（１０）文化、スポーツ及びレクリエーションに関すること

（１１）その他本会の目的達成に必要なこと

（区域）

第３条　本会の区域は、福岡市○○区△△町×番□号から××番□□号までとする。

　　第２章　会員

（会員）

第４条　会の会員は、第３条に定める区域内に居住する者を対象とし、会の入会、脱会は妨げないものとする。

　　第３章　役員

（役員の種別）

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　１人

（２）副会長　○人

（３）会計　○人

（４）監事　○人

（役員の選任）

第６条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及び会計は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじ

め指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会計は、会の会計を担当する。

４　監事は、会の会計を監査する。

（役員の報酬）

第８条　役員の報酬は、次のとおりとする。

（１）会長　　　月額　○○○○円

（２）副会長　　月額　○○○○円

（３）会計　　　月額　○○○○円

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　　第４章　総会

（総会の種別）

第10条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第11条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の審議事項）

第12条　総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

（１）予算案及び決算に関する事項

（２）役員の選任に関する事項

（３）規約に関する事項

（４）その他会務上必要な事項

（総会の開催）

第13条　総会は、会長が招集する。

２　通常総会は、年１回開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）全会員の３分の１以上から請求があったとき。

（総会の議長）

第14条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第15条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第16条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の書面表決等）

第17条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第18条　総会の議事については、次の事項は記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名または記名押印しなければならない。

（議事録の公開）

第19条　会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

　　第５章　役員会

（役員会の構成）

第20条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第21条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集）

第22条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

（役員会の議長）

第23条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第24条　役員会には、第15条、第16条、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

　　第６章　会計

（経費）

第25条　本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（会費）

第26条　会費は、１世帯月額○○○円とする。

（会計年度）

第27条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

　　第７章　規約の変更

（規約の変更）

第28条　この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

　　第８章　雑則

（委任）

第29条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

　　附則

　この規約は、○年○月○日から施行する。